

## 有限会社 グローバル鑑定事務所 人権基本方針

有限会社 グローバル鑑定事務所は、全ての役員、社員が全ての事業活動において人権に影響を及ぼすことの可能性があることを理解しています。

全てのビジネスパートナーの皆様にご理解とご支持を期待すると共に客観的視点を持って人権尊重の取り組みを推進してまいります。

### (1) 国際規範の尊重

当社は、国際連合総会公布の「国際人権章典」※1、国連グローバル・コンパクトにおける「企業が守るべき原則」※2、および国際労働期間(ILO)総会にて採択された「労働における基本的原則および権利に関する義務」※3 等、人権に関する国際規範を尊重します。

### (2) 差別の禁止

当社は個人の基本的な人権と多様性を尊重します。国籍、人種、性別、宗教、思想、年齢、社会的身分、身体的特徴、障がいの有無、性的指向、性自認、妊娠、雇用形態などのあらゆる差別を行いません。多様性を重んじ、働きやすい職場環境の構築を推進します。

### (3) 人権デュー・ディリジェンスの実施

当社は事業活動において、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、対話、協議、報告の原則を推進し、人権への悪影響を防いでいきます。

### (4) 救済・是正

当社は事業活動に関連して人権に対する負の影響が実際に生じた場合には、救済・是正に向けた適切な対応と、再発防止に努めます。内部通報制度をはじめとする小さな声にも耳を傾けられるような配慮に努めます。

### (5) 相互理解・教育

当社は本方針が事業活動に浸透し続けられるよう、全ての役員、社員に対して適切かつ効率的な方法で継続的に啓発、教育、発信に取り組みます。

(※1) 「国連人権章典」「世界人権宣言」と、2つの国際人権規約(社会権規約・自由権規約)と、市民的、政治的権利に関する国際規約への第一・第二選択議定書を合わせた総称

(※2) 「企業が守るべき原則」人権・労働・環境・腐敗防止の4分野10原則。人権分野には人権擁護の支持と尊重、人権侵害への非加担の2原則がある。労働分野には結社の自由と団体交渉権

の実行的承認、強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止、雇用と職業の差別撤廃の 4 原則が定められている。その他環境分野には環境保護の 3 原則、腐敗防止分野にはあらゆる形態の腐敗防止の 1 原則の合計 10 原則が定められている。

(※3)「労働における基本的原則および権利に関する義務」結社の自由及び団体交渉権の効率的な承認、強制労働の廃止、児童労働の撤廃、雇用及び職業における差別の排除、安全で健康的な労働環境の 5 分野 10 条約が採択された。

制定年月日 2023 年 10 月 12 日  
有限会社グローバル鑑定事務所 取締役社長 近藤 直貴